

県民の皆様へ



本県では、障害の有無にかかわらず県民誰もが共に支え合う「共生社会の実現」に向け、令和3（2021）年3月に策定した「とちぎ障害者プラン21（2021～2023）」に基づき、「障害者の自立と社会参加」を基本目標として、各種施策に取り組んで参りました。

この間、国においては医療的ケア児支援法の施行（令和3（2021）年）や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行（令和4（2022）年）をはじめとして、障害者差別解消法の改正（令和3（2021）年）や障害者総合支援法の改正（令和4（2022）年）、精神保健福祉法の改正（令和4（2022）年）などの法整備が進められるとともに、県においては栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の施行（令和4（2022）年）や栃木県ケアラー支援条例の施行（令和5（2023）年）、栃木県障害者差別解消推進条例の改正（令和6（2024）年）を行うなど、障害者を取り巻く環境は社会全体を通して大きく変化しております。

県では、こうした環境の変化を踏まえ、障害者施策のさらなる充実を図るため、本年4月からスタートする新たな5か年計画として、「とちぎ障害者プラン21（2024～2028）」を策定いたしました。

この計画では、現行計画の基本目標である「障害者の自立と社会参加」を継承しつつ、近年の障害者施策の潮流の変化に対応した諸制度の変革などを踏まえ、「共に生きるとちぎをつくるために」、「とちぎで安心して、いきいきと生活するために」、「人がつながるとちぎであるために～いちご一会とちぎ大会レガシーの継承～」の3つを施策の基本的方向に掲げ、各種施策に取り組むことといたしました。

まず、障害や障害者への理解促進が図られ、障害のある人もない人も互いに認め合い、尊重し、支え合いながら暮らす社会を目指して参ります。

次に、住み慣れた地域において一人ひとりが個性や能力を発揮しながら社会参加ができる環境を整備し、安心していきいきと生活できる社会を目指して参ります。

さらに、いちご一会とちぎ大会のレガシーを継承し、障害者スポーツや文化芸術活動を推進するとともに、意思疎通支援を充実させることで、人と人とのつながりのある社会を目指して参ります。

これらの取組を通じまして、「共生社会の実現」に向け、市町及び福祉関係者並びに障害者団体と連携しながら、本県の障害者施策の一層の充実を図って参りますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました栃木県障害者施策推進審議会の委員の皆様をはじめ、障害のある方の生活実態調査に御協力をいただいた方々など、多くの県民の皆様に関心から感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

栃木県知事 福田富一

